

# 改正廃棄物処理法について（排出事業者関係）

平成 22 年 10 月 19 日  
社団法人リース事業協会

## 1. 改正の背景

廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、不法投棄等に対する罰則の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、適正な循環的利用の確保などを図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）の改正が行われることとなり、本年 5 月 19 日に改正法が公布されている（施行は公布後 1 年以内）。

## 2. 改正内容

### （1）処理状況の確認

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うように努めなければならない（改正法第 12 条第 7 項、第 12 条の 2 第 7 項）。本規定は努力規定であるため直接の罰則規定はなく、また、改善命令等の行政措置の対象とはならない<sup>1</sup>。

＜改正法第 12 条第 7 項＞ \_\_\_\_\_ : 改正部分

7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※第 12 条の 2 第 7 項は特別管理産業廃棄物の規定で同内容の改正が行われた（省略）。

### （2）産業廃棄物管理票制度の強化

#### ①管理票の写しの保管

管理票交付者（排出事業者）は管理票の写し（A 票）を環境省令で定める一定期間保存しなければならない（法第 12 条の 3 第 2 項）

従来は、処理業者から回付された管理票の写しの保存義務に止まっていたが、A 票の保存義務も定められることとなった。

#### ②処理困難時の措置

管理票交付者は、処理業者から委託した産業廃棄物の処理を適切に行うことが困難となった旨の通知（法第 14 条第 13 項）を受けたときは、速やかに状況把握をして適切な措置を講じなければならない（法第 12 条の 3 第 8 項）。

＜改正法第 12 条の 3＞ \_\_\_\_\_ : 改正部分

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

<sup>1</sup> 改善命令（法第 19 条の 3）は産業廃棄物処理基準（法第 12 条第 6 項）に適合しない処理を行った場合に適用される。また、措置命令（法第 19 条の 5）は委託違反（法第 12 条第 5 項）、上記の処理基準違反、廃棄物管理票不交付等に適用される。

- 2 前項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 3～7 略
- 8 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき、又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。
- 9 （略）

### （3）不法投棄の罰則強化

従業員等が不法投棄を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げた（改正法第32条）。また、時効期間について、不法投棄罪（5年以下懲役）と同じ期間とした<sup>2</sup>。

#### <改正法第32条>

\_\_\_\_\_：改正部分

- 第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑
- 二 第二十五条第一項（前号の場合を除く。）、第二十六条、第二十七条、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十条各本条の罰金刑
- 2 前項の規定により第二十五条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

以上

<sup>2</sup> 不法投棄罪の時効期間は5年（刑事訴訟法第250条）となるが、罰金刑の場合は3年（同法）となるため、時効期間を同一とする改正が行われた。